

中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金について

(新制度移行幼稚園・新制度未移行幼稚園・認定こども園)

令和元年10月から開始となった幼児教育保育の無償化に加え、中央区では幼児教育の振興及び子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、私立幼稚園に在籍する保護者に入園料等の補助をしています。

以下の内容をご覧いただき、必要書類等のご提出をお願いいたします。

1. 補助対象者

- 園児と保護者が同一の世帯に属し、中央区に住所を有していること。
- 園児が新制度移行幼稚園（認定こども園含む）、新制度未移行幼稚園、幼稚園類似の幼児施設に在籍し、保護者が「保育料」「特定負担額（その他の納付金）」「預かり保育料」を納入していること。
※ 国立大学附属幼稚園と国立大学附属特別支援学校幼稚部についても対象施設となります。

2. 補助額、補助金の内容

種類	対象（要件）	補助金額
「保育料」「特定負担額（その他の納付金）」に対する補助金	(1)中央区に住所を有している3歳から5歳児まで。 (2)新制度移行幼稚園（認定こども園含む）、新制度未移行幼稚園、幼稚園類似の幼児施設に在籍している園児。 (3)施設等利用給付認定または教育・保育給付認定を有していること。	月額上限：1,800円～6,200円 ※家族構成・世帯の所得状況（区市町村民税所得割額の合計）等の状況に応じて補助金額を算定します。 ※【補助単価表】別表第1のとおり。
預かり保育利用料に対する補助金	(1)中央区に住所を有している0歳から2歳児及び満3歳児まで。 (2)保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難で 保育の必要性 があることを確認した第2子以降の0歳児から2歳児まで及び満3歳児の預かり保育料を納入した保護者	《預かり保育を利用する満3歳児クラス》 月額上限：16,300円 （所得制限なし） ※450円×預かり保育利用日数 or 月額上限16,300円と比較して低い金額 《預かり保育を利用する0歳から2歳児クラス》 月額上限：42,000円 （所得制限なし） ※【補助単価表】別表第3のとおり。

※ 特定負担額（その他の納付金）とは、教育・保育の質の向上のために必要な対価として幼稚園等が保護者から徴収する金額を指します。具体的には「施設整備費」「冷暖房費」「保健衛生費」「教材費」などが該当します。

なお、制服代、給食代、園バス代、遠足代などの実費負担に当たるものは対象外です。

※ 令和5年10月から、0歳から2歳児及び満3歳児クラスの第2子以降について、所得制限なく預かり補助対象となりました（国の「幼児教育・保育の無償化」とは異なる制度によるものです）。

※ 別表1及び別表2における補助上限額は区民税所得割課税額により異なります。算定基準は以下のとおりです

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・4月分から令和6年8月分補助額：前年度区市町村民税（住民税）を基に算出 ・9月分から令和7年3月分補助額：当年度区市町村民税（住民税）を基に算出 |
|--|

※ 補助金の支給にあたっては、保護者の方が各費用を幼稚園等に納入した後に補助金の交付を行います（償還払い方式）。

3. 提出書類

提出書類は、各私立幼稚園等を通じて配布します。通園している園に書類をご提出ください。区に提出するよう指示があった場合には、郵送または持参してください。

- (1) 中央区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書 兼 口座振替登録依頼書
- (2) 請求書
- (3) 園児在園証明書（園に発行を依頼してください。）
- (4) 令和6年度課税（非課税）証明書または、年間収入申告書（※1）
- (5) 勤務証明書、診断書、り災証明書その他の保育の必要性があることを証明する書類（※2）
- (6) ひとり親であることを証明する書類（必要書類については、区にお問い合わせください。）

※1 令和6年1月1日時点で中央区に住民登録がない方のみご提出ください。また、1月1日時点で海外に在住していた方につきましては「年間収入申告書」等の収入を証明する書類を提出してください。

※2 第2子以降の0歳児から2歳児まで及び満3歳児の預かり保育を利用した場合に限ります。「保育を必要とする事由」により、必要書類が異なります。下表から該当する書類を提出してください。様式については、区のホームページからダウンロードできます。

《提出対象者》保護者全員分 《有効期間》申請日前6ヶ月以内に発行されたもの

<保育を必要とする事由が確認できる書類>

保育を必要とする事由	必 要 書 類
<p>就労 月48時間以上 従業員の方</p>	<p>◇就労証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の書式で作成するよう就労先に依頼すること ・就労先が複数ある場合は、1カ所につき1枚ずつ提出すること ・派遣社員の方は、派遣先がわかる証明として労働者派遣契約書または就業条件明示書の写しを提出すること ・育児休業から復職予定の場合は復職後速やかに提出すること
<p>就労 月48時間以上</p> <p>〔 ・役員 ・自営業主 ・自営業専従者 ・家族従業者 〕</p>	<p>①◇就労証明書</p> <p>②事業を営んでいることを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①は保護者が代表者である場合、保護者自身が記入すること ・育児休業から復職予定の場合は復職後速やかに提出すること
<p>妊娠・出産</p>	<p>母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の記載があるページの写し）</p>

保育を必要とする事由	必要書類
育児休業	①◇就労証明書 ②◇受託証明書 ③◇育児休業届 ④母子健康手帳の写し（表紙と出生届出済の証明があるページの写し） ・産前休暇開始日より前に施設利用を開始していた場合に限り、対象
疾病・障害	診断書の写し ・病名、症状、回復見込み、日中にお子さんの保育が必要である旨が記載されていること
介護・看護	①◇介護・看護に関する申立書 ②介護・看護が必要な状況がわかる書類 （診断書の写し、介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し（両面）など）
災害復旧	り災証明書 ・区にお問い合わせください。
求職活動 （求職活動中 または就労内定）	①◇求職活動状況申立書 ②求職活動中または就労内定であることが客観的に確認できる書類 （ハローワーク受付票、その他就労支援サービスの登録証、インターネット求人情報サイトの個人情報登録画面・申込履歴画面、申込先からの採用内定通知など） ・②は氏名や住所などが記載されていること
学校等に在学・ 職業訓練 月48時間以上	①◇在学証明書 ②学生証の写し ・①は指定の書式で作成するよう在学先に依頼すること ・在学先または訓練先は、学校教育法、職業能力開発促進法または職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律規定のものに限る

※ 「◇」の必要書類については、区の書式をご利用ください。

4. 交付時期

補助金の交付時期は以下を予定しています。

期	支払対象月	振込予定
上半期	4月～9月分	11月末
下半期	10月～3月分	5月末

※ 上記、振込予定日までに申請書に記載いただきました口座へ補助金を振り込みます。

※ 給付の可否及び金額の決定につきましては、ご家庭に別途通知いたします。

5. 提出方法

在園している幼稚園等を通じて、補助金請求関係書類を配布します。提出期限や提出方法については幼稚園等の指示に従ってください。

なお、途中入園等により、通園している園からご案内がない場合は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】

中央区 福祉保健部 保育課 保育給付係

〒104-8404 東京都中央区築地1丁目1番1号 電話：03（3546）5422

【補助単価表】

子どもの数の数え方（多子計算）

対象世帯の条件 1～6の世帯	年齢を問わず、保護者都生計を一にする兄・姉等を有する幼児
-------------------	------------------------------

<別表第1>

対象世帯の条件	補助単価（月額）		
	第1子	第2子	第3子等
1 次のいずれかに該当する世帯 ア 生活保護法の規定による保護を受けている世帯 イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯 ウ 2の項のうちひとり親世帯等	6,200円	6,200円	6,200円
2 区市町村民税所得割非課税世帯又は3の項のうちひとり親世帯等	3,200円	6,200円	6,200円
3 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。以下同じ。）が77,100円以下の世帯（2の項に掲げる世帯を除く。）	1,800円	1,800円	6,200円
4 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯（2の項及び3の項に掲げる世帯を除く。）	1,800円	1,800円	5,600円
5 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が256,300円以下の世帯（2の項から4の項までに掲げる世帯を除く。）	1,800円	1,800円	5,000円
6 1から5までに掲げる世帯以外の世帯	1,800円	1,800円	1,800円

備考

- 1 本表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助若しくは葬祭扶助の併給世帯又は単給世帯とする。
- 2 本表において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯とは、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付若しくは葬祭支援給付の併給世帯又は単給世帯とする。
- 3 児童心理治療通所施設に通所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童の確認は、各区市町村が交付する福祉サービス受給者証により行うものとする。

<別表第2>

対象世帯の条件	補助単価（月額）		
	第1子	第2子	第3子等
1 次のいずれかに該当する世帯 ア 生活保護法の規定による保護を受けている世帯 イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯 ウ 2の項のうちひとり親世帯等	31,900円	31,900円	31,900円
2 区市町村民税所得割非課税世帯又は3の項のうちひとり親世帯等	28,900円	31,900円	31,900円
3 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。以下同じ。）が77,100円以下の世帯（2の項に掲げる世帯を除く。）	27,500円	27,500円	31,900円
4 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯（2の項及び3の項に掲げる世帯を除く。）	27,500円	27,500円	31,300円
5 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が256,300円以下の世帯（2の項から4の項までに掲げる世帯を除く。）	27,500円	27,500円	30,700円
6 1から5までに掲げる世帯以外の世帯	27,500円	27,500円	27,500円

備考

- 1 本表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助若しくは葬祭扶助の併給世帯又は単給世帯とする。
- 2 本表において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯とは、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付若しくは葬祭支援給付の併給世帯又は単給世帯とする。
- 3 児童心理治療通所施設に通所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童の確認は、各区市町村が交付する福祉サービス受給者証により行うものとする。

<別表第3>

区分		預かり保育料		認可外保育施設等（幼稚園型一時預かり事業）の利用料
		預かり保育事業の利用料		
1	毎年4月1日以降に満3歳に達する第2子以降の幼児（注1）（注2）	補助単価（月額） 16,300円	補助単価（日額） 450円	預かり保育事業が十分でない場合等は、認可外保育施設等（幼稚園型一時預かり事業）の利用料を預かり保育料の「補助単価（月額）」を上限として加算可能
		「補助単価（日額）」×「預かり保育の利用日数」 又は「補助単価（月額）」を比較して小さい金額		
2	幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱを実施する私立幼稚園に受け入れられている0歳児から2歳児まで（3歳の誕生日を迎えた年度末までの間にある者を含む。）の第2子以降の幼児（注1）（注2）	—		補助単価（月額） 42,000円

※ 区が保育の必要性があると確認した幼児に限る。

※ 第2子以降とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児に限る。

<算定例>

預かり保育を月20日利用した場合（預かり保育利用料：500円/日）

《預かり保育給付額》

（実利用料）

（給付限度額）

500円×20日=10,000円 > 450円×20日=9,000円

→給付限度額の方が小さいため、9,000円を給付